

# 接骨院等で健康保険が使えない!? なぜ?



## 健康保険の適用範囲は 限られています

接骨院等で健康保険の使用が認められているのは限られた場合だけです。健康保険を使って施術を受けても、後日、健保組合の審査によって健康保険適用外であることが判明した場合は、**全額自己負担**となることもありますので、ルールを理解しておくで安心です。

健康保険が  
使えるとき

外傷性が明らかな  
骨折※ 脱臼※  
打撲 捻挫 肉離れ

※応急処置の場合を除き、医師の同意書が必要です。

【注】上記の場合でも、医療機関で治療中の負傷には健康保険が使えません。また、**通勤中**や**勤務中の負傷**には**労災保険**が適用されます。

健康保険が  
使えないとき

**全額自己負担**

左記の負傷以外の場合

例

- 単なる疲れ、慢性的な筋肉疲労や肩こり
- スポーツ後の筋肉疲労
- 病気の後遺症などの慢性病、リウマチ・関節炎などの慢性的な痛み など

長期間の施術を受けている方などへは、健保組合からの照会が行われます

健保組合では、接骨院等からの請求内容を確認しています。長期間または頻繁に施術を受けている場合や負傷原因が不明確な場合には、施術内容について電話や文書で照会させていただくことがあります。ご理解とご協力をお願いします。



いつまでも症状が改善しないときは…

長期間施術を受けても快方に向かない場合は、内科的要因も考えられますので、一度医療機関で診察を受けましょう。

